

空き家の解体費用を助成します

【美幌町空家等除却事業補助金のお知らせ】

《事前受付期間》

令和8年4月1日(水)～5月15日(金)

※予定件数 計12件

近年、管理が不十分なため、周辺に影響を及ぼしている空き家が全国的な問題となっています。美幌町では、そのような空き家の解消を促進するとともに、定住を促進するため、以下のとおり空き家の解体費用の助成を行います。

なお、事前受付後、現地調査を実施し、対象となる空き家かどうかを判定します。

※予算には限りがあるため、事前の現地調査の結果を基に、**優先順位を付けて決定します。**

そのまま放置していると、
近所に迷惑がかかってしまう...

解体したいけど、費用がかかる...

家を建てたい場所はあるけれど、
使用されていない家があるので解体
して、跡地に家を建てたい...

一般型

解体後、更地にする場合

解体費用に対して
最大 80万円

※予定件数 8件

新築型

解体後、更地にして、
2年以内に跡地に
住宅を新築する場合

解体費用に対して
最大 130万円

※予定件数 2件

商業型

空き店舗や賃貸住宅等を
解体後、更地にする場合

解体費用に対して
最大 50万円

※予定件数 2件

【担当】

北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
美幌町総務部政策推進課政策統計グループ

TEL：0152-77-6529

MAIL：seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp



<美幌町 HP>

要件



- 一般型：空家等を解体（除却）し、更地にするもの
 - 新築型：空家等を解体（除却）し、除却工事完了日から2年以内に跡地に住宅を新築するもの
 - 商業型：空き店舗や賃貸住宅等を解体（除却）し、更地にするもの
※3つの区分の併用はできません。（いずれかの一つのみ）
※新築する住宅は、申請者が住むための一戸建ての住宅に限ります。
- （新築型の例：家を建てたい場所はあるが、その敷地に空家等がある場合、空家等を購入し、除却する。その後、2年以内に跡地に住宅を新築する。
（2年以内に着工）



- 【一般型】除却費用の **2/3**
（不良住宅：最大 **80万円** 準不良住宅：最大 **40万円**）
 - 【新築型】除却費用の **4/5**（最大 **130万円**）
 - 【商業型】除却費用の **1/2**
（不良住宅：最大 **50万円** 準不良住宅：最大 **25万円**）
- ※敷地内の物置や樹木などの撤去費用も含まれます。
※**新築型**については、2年以内に住宅の新築工事が着工できない場合、全額返還していただきます。



- 個人**とし、次のいずれかに該当する者（居住地は町内外問いません）
- ・空家等の所有者又はその相続人
 - ・解体の同意を得た空家等が所在する土地の所有者又は相続人
- ※所有者又は相続人が複数人の場合は、全員の同意が必要です。
※以下に該当すると、補助は受けられません。
- ・町税等を滞納している者
 - ・過去にこの補助金を活用した者
 - ・暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者事業者に関係している者



- 【一般型・新築型・商業型 共通】
 - ・1年以上使用されていないもの（水道の使用状況等で確認します）
 - ・美幌町都市計画区域内に所在するもの
 - ・所有権以外の権利が設定されていないもの（抵当権など）
- 【一般型】
 - ・一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当するもの
 - ①所有者の住居として建築又は購入した住宅で、過去の賃貸年数が2年以内のもの
 - ②兼用住宅又は併用住宅（補助の対象となるのは所有者の住居部分のみです）
 - ・現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく不良度の判定が50点以上のもの
※100点以上：不良住宅、50点以上100点未満：準不良住宅
- 【新築型】
 - ・一戸建ての住宅で、次のいずれかに該当するもの
 - ①所有者の住居として建築又は購入した住宅で、過去の賃貸年数が2年以内のもの
 - ②兼用住宅又は併用住宅（補助の対象となるのは所有者の住居部分のみです）
 - ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの（旧耐震基準）であって、現地調査の結果、次のいずれかに該当するもの
 - ①隣地、歩道等に落雪等の被害がある又は見込まれるもの
 - ②台風、積雪等の自然現象により倒壊やその被害がある又は見込まれるもの
- 【商業型】
 - ・現地調査の結果、住宅地区改良法に基づく不良度の判定が50点以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ①隣地、歩道等に落雪等の被害がある又は見込まれるもの
 - ②台風、積雪等の自然現象により倒壊やその被害がある又は見込まれるもの
 - ※100点以上：不良住宅、50点以上100点未満：準不良住宅



<都市計画図>



- ・施工する業者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている、または、建設リサイクル法に基づく解体工事業者登録を受けており、町内に事業所・営業所がある業者に限ります。
- ・除却工事は、2月末までに完了させてください。
- ・申請は、1人につき1棟の除却工事とします。

応募方法

事前に現地調査を行い、危険度の判定を行いますので、以下の事前受付期間内に必要書類一式を政策推進課政策統計グループへ提出してください。

必要書類はホームページでダウンロードできる他、政策推進課政策統計グループでも配付しております。

《事前受付期間》

令和8年 **4月1日** (水) ~ **5月15日** (金)

※**予定件数 計12件** (一般型8件 ・ 新築型2件 ・ 商業型2件)

※**予算には限りがあるため、事前の現地調査の結果を基に、優先順位を付けて決定します。**

必要書類

①事前受付 (4/1~5/15)

- 美幌町空家等除却事業事前調査申込書 (指定様式)
- 位置図 (地図上で、対象物件の位置がわかるもの)
- 除却工事着工前の建物の外観及び敷地全景写真 (複数の建物がある場合は全ての建物)
- 誓約書兼同意書 (指定様式)
- 所有者又は相続人であることを証する書類 (以下のいずれか)
 - ・所有者の場合：①登記事項証明書の写し (令和8年4月1日以降の日付で発行した全部事項証明書)
 - ・相続人の場合：①登記事項証明書の写し (令和8年4月1日以降の日付で発行した全部事項証明書)
 - ②相続人が登記していない (未登記) 場合、固定資産税納税通知書の写し
 - ③相続人が複数おり、②に申請者の名前が記載されていない場合は戸籍謄本の写し

②交付申請 (工事請負契約前)

- 施工業者が作成した除却工事の見積書の写し
- その他、町で定める書類

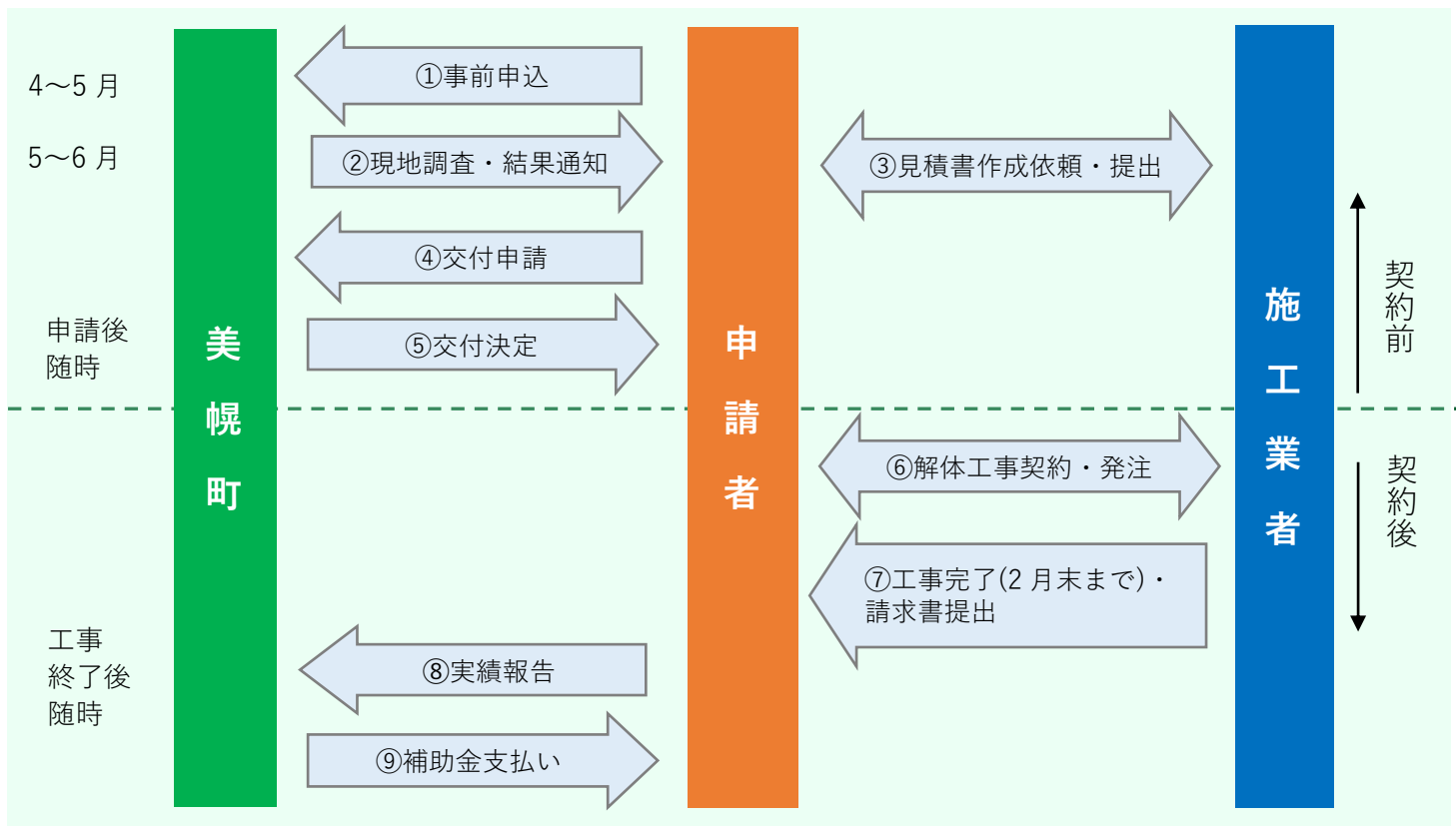
③工事着工後 (工事着手後、速やかに提出)

- 美幌町空家等除却事業除却工事着手届 (指定様式)

④工事完了後 (工事完了後、速やかに提出)

- 美幌町空家等除却事業除却工事完了届 (指定様式)
- 除却工事完了後の全景写真
- 除却工事の契約書の写し (当補助金の交付決定日以降の日付で締結したものに限り)
- 除却工事の請求書の写し
- その他、町で定める書類
- 【新築型の場合】
- 新築工事着工後、新築工事に係る契約書の写し

手続きの流れ



よくある質問 (Q&A)

Q: 「空家等」とは？

A: 1年以上使用されていない状態の建物と、その敷地内の物置や樹木などをいいます。
年に数回使用している場合は「空き家」には該当しません。なお、水道の使用状況や住民票等で確認します。

Q: 「不良住宅、準不良住宅」とは？

A: 建物の外部の状態を点数付けし、不良と判定された住宅のことをいいます。基礎、屋根、外壁などがどのくらい破損しているかなどを基に、総合的に判断します。(状況に応じて、建物の内部調査を実施する場合があります)

Q: 所有者が亡くなっている場合は？

A: 相続人の方であれば対象となります。相続人が複数いる場合は全員から同意を得る必要があります。紛争等が生じた場合は自らの責任で解決していただきます。なお、美幌町外に在住の方も対象となります。

Q: 解体工事の内容は？

A: 解体、撤去し、更地にするまでの工事です。基礎の他、敷地内の物置や樹木、塀なども撤去してください。また、解体後の整地については、火山灰などで一定程度平らにし、アスファルト舗装のような過剰な整備はしないでください。

Q: 解体工事業者と締結する契約の日付は？

A: 町からの補助金の交付決定日以降の日付で契約してください。(現地調査結果の通知の日付ではありません。)
なお、2月末までに解体工事を完了させ、工事完了後、速やかに必要書類を用意し、実績報告を行ってください。

Q: すでに解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象になるか？

A: 対象になりません。補助の交付決定を受けてから工事の契約をする必要があります。